

協定に基づく改善報告書の提出および 工事に関する事前協議の必要性確認について

千葉県・千葉市との平成17年3月24日付『公害防止協定に基づく改善報告書に関する確認書』の取り決めに従い、JFE東日本製鉄所（千葉地区）は、改善対策の実施状況に関する定期報告書を、本日、千葉県・千葉市に提出いたしました。

今回の報告は、協定に関する改善についての第1回目の定期報告であり、水質汚濁防止法に関する改善計画については、別途千葉市にご報告しご審議いただく予定です。

また、先般のダスト精錬炉冷却塔設備解体の件を受け、東日本製鉄所（千葉地区）において、現在進行中または計画中の工事案件につき、自主点検を行ないました。

その結果、公害防止協定に基づく事前協議の必要性について多少なりとも疑義のある案件が、点検総数218件中、18件ありました。具体的には、休止中の第5高炉とその周辺設備の解体工事、合理化を目的とした設備改善工事、福利厚生施設改善等の案件が含まれております。

当社では、これらの工事および工事計画を自主的に停止し、事前協議の必要性について確認いただくべく、本日、千葉県・千葉市に調査結果をご報告いたしました。第5高炉とその周辺設備の解体工事については、千葉県・千葉市より事前協議が必要であるとのご指導を受けましたので、今後速やかに必要な手続きを進めてまいります。

その他の案件についても、今後、千葉県・千葉市のご指導をいただいで適切に対応してまいります。

以 上

本件に関するお問合せは、下記にお願いいたします
JFEスチール（株）東日本製鉄所（千葉地区）総務部総務室
電話： 043-262-2026

【千葉県・千葉市に提出した定期報告書を本日、ホームページにて公開いたします】